

# 日本の平和理念に関する諸問題

## ——理念と現実直視——

(日蓮宗現代宗教研究所嘱託)

石川 修道

日本国憲法は、第九条に戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否定を謳った。

第九条① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

この憲法の問題点は、軍隊という組織で日本国民の安全を守ってはいけない、ことである。「平和憲法」と呼ぶに適切でない。むしろ「不戦憲法」「丸腰憲法」と呼ぶべきである。この憲法は日本が侵略される危機を想定していない。日本国民の安全をどう保障するのか明示されていない。「欠陥憲法」である。法華仏教は譬喩品の「三界は安きこと無し」(三界無安)の姿婆世界の現実を直視、そこからの脱却を救済論としている。

「日本を侵略する国家など有り得ない。今の憲法のままでよい」との護憲派の主張しているさ中、北朝鮮が原爆の核実験、ミサイル発射、拉致を行った。護憲派の主張は、この現実を直視しない「空想的平和主義」と言えるだろ

う。真実から目を離し、結果的に「悪」を味方してはならない。

平和主義と反戦主義は同一でない。真の平和を尊ぶ平和主義は、平和のために武の力が必要と肯定する。国を守るために戦う兵士も平和主義者である。紛争を話し合いの「妥協」によつて解決できないとき、平和を説教するのでなく、「戦いの論理」により相手の勝利の確率を押え込み、新しい平和体制を構築するのである。この視点が現在の日本人に欠如している。「戦争反対」の平和主義とは同一でない。戦争反対の平和主義が大戦争を招いた歴史的教訓を観てみよう。ナチス・ドイツのヒットラーとイギリス首相チェンバレンの戦争対応である。

第一次世界大戦で英仏連合に敗れたドイツは、天文学的賠償金を負いベルサイユ条約で封じ込まれた。一九二九年の米国の大恐慌により世界経済のブロック化が始まり、共産主義のソ連が台頭してきた。一九三三年にドイツ首相になったヒットラーは、三五年に十万人と制限された陸軍兵力を五十万とした。翌年には非武装地帯のライン河西岸のラインランドに陸軍を進駐させた。仏・英・米国は二度と世界大戦を起こしてはならないと、「反戦主義」に酔い、これを黙認した。ヒットラーはドイツ経済を建て直し、軍事力を充実させた。ヒットラーは一九三八年、民族自決を逆手にとつてオーストリアを併合、列国はこれも黙認した。この年の秋、ドイツ人が多く住むチェコのズデーテン地方を併合した。ヒットラーのこの強引な要求に英・仏はミュンヘン協定において譲歩し認めてしまった。反戦ムードの英仏の両国民はドイツ宥和政策を支持した。三九年三月、ヒットラーはチェコが戦争準備のため兵力を動員したことを口実に、チェコ全土を占領した。このとき英国首相のチェンバレンは「話し合い」で平和を「確保」する道を選んだ。ヒットラーがミュンヘン協定で「平和を望んでいる」と言明したのはウソであつた。ヨーロッパ全土を征服（第三帝国建設）するため新兵器開発の時間稼ぎであつた。チェンバレンはそれを信じてしまった。ヒットラーはポーランドに対し、ダンチヒ自由市の割譲と、東プロセインとドイツを繋ぐ回廊の治外法権を要求したので、やつと英仏はポーランドと軍事同盟を結んだ。その意味を軽視したヒットラーは対ソ国防緩衝地帯を確保するためポーラン

ドに侵攻した。これに対し英仏はドイツに宣戦布告して、第二次世界大戦が始まったのである。こうしたドイツの状況に前から警告を発していたのが、のちに英首相となるウィンストン・チャーチルである。チャーチルは早い段階から戦争に訴えてもヒットラーを打倒すべきと主張していた。このようにチェンバレンの宥和政策（今の太陽政策）がヒットラーの野望を増幅させ、フランス、オーストリア、ベネルスク三国は征服され、イギリスはドイツが開発した世界初のミサイル「V2」でロンドン破壊され、アメリカの援助がなければ、英国もヒットラーの領土になっていた。ヒットラーをここまでさばらせたのは、「戦争絶対反対の平和主義者」の責任である。英仏が早い段階——チェコ侵攻の時点でヒットラー打倒の戦争を決意していれば、以上の悲劇もなく、数百万人のユダヤ人・ホロコーストも防げたのである。現在の日本と北朝鮮の状況と同じである。

本年（平成十八年）七月五日に、日本の隣国、北朝鮮はミサイルを日本海に発射し、十月九日には原子爆弾の核実験を強行した。平和と有事は理想論でなく現実論と捉えるべきである。日本や国際社会に対し、北朝鮮は拉致、麻薬、不審工作船、偽札、テロ、ミサイル輸出を行い、国連制裁決議には「宣戦布告と見なす」と、逆に脅しの反撃に出た。韓国紙の計算によると初回の核実験に千六百八十億円の経費である。北朝鮮の国家予算三千五百億円の半分である。飢えた国民の存在を無視している。

憲法公布から六十周年を迎えた今、「重大かつ深刻な脅威」（安倍晋三首相）に、日本は国際社会と共にどう対処できるのか問われれば、危惧を覚える。国連の安全保障理事会の北朝鮮制裁決議が求めた船舶検査に、日本は効果的対応ができない。軍事的措置を求められた場合は更になすすべがない。基本的な法規定が不備であり、現行憲法は日本の非軍事化を目的に「戦力不保持」を定め、国民の生命と財産を守るという主権行使に制約を課した。その制約が六十年前のままであることに問題の本質がある。この間に地政学の変化、軍事環境の大きな変化、ソ連の崩壊、中国の

台頭が進行している。以上の環境変化に対し、六十年前の現行憲法では、日本の平和と安全を守るため、安全保障政策が機能できなくなっている。

六十年前の憲法公布の日、憲法九条二項の冒頭に「前項の目的を達するため」を挿入した「芦田修正」の芦田均ひとし憲法改正小委員長（のち首相）は「新憲法解釈」を著した。それは①九条が放棄したのは侵略戦争である。②自衛のための戦争と、侵略に対する制裁戦争は九条の適用外とする——との憲法解釈を示した。しかしこの憲法制定時は国体護持が最大の課題で、吉田茂首相は戦勝国・GHQの圧力下のもとでは、自衛戦争をも否定せざるを得ず、芦田解  
積は歴代の政府も認めなかった。——ところが吉田茂首相は日本の戦後における独立後、つまり戦勝国の日本占領からの撤退後には「芦田解釈」を採用し、憲法改正の意志はあった——（麻生太郎外相談・産経新聞）、この芦田解釈が政府見解になっていたら、六十年間にわたる不毛な憲法解釈の論議は無かつたであろう、世界のあらゆる国々は、国家主権の防衛——侵略に対する自衛戦争の「軍隊保持」を認められている。日本はこの論議で六十年間を費やしてしまった。第二次世界大戦で日本と同じく敗戦したドイツは、戦後四十七回も憲法を改正し、その時代環境に適合した基本法を作り上げた。日本と同じく戦勝軍に「軍隊」保持を否定されたドイツは、自国民の生命と財産を守るための「国軍」設立は、国連憲章で認められている権利として、占領軍と堂々と論議し、「国軍」設立を認めさせ、徴兵制を確立した。ドイツが加盟しているNATO（北大西洋条約機構）は、米ソ対立の冷戦期の軍事同盟イメージを脱皮している。国連の安保理は、今日のNATOを国際公共財と見なしつつあり、NATOもその期待に応えようとしている。NATOは近年新加盟した旧東欧諸国を領域共同防衛を任務にしている。更にアフガニスタン、ボスニア、マケドニア、コソボ、東地中海、イラク、ダルフルでの諸任務に当たり、今日では活動を同盟領域外での国際的役割を果たしている。つまり国の防衛と共に国際貢献としての海外任務を行う。ところが日本の自衛隊は国連安保理決議に基づいての海外任務が、憲法九条の集団的自衛権行使の可・不可の解釈論議にもたついている。本年の「読

売」調査では、集団自衛権を改憲で行使可が二十一・七%で、解釈変更での行使可は二十六・九%、合計四十九・六%で、行使不可の四十三・五%を明確に上回っている。海外任務を担う場合には国際的準則に立たなければ諸国の足手まといになる。改憲がもたつくと解釈変更支持は間違いなく高まる。どのような機関の調査でも憲法改正賛成が過半数を越えている。特に北朝鮮の拉致、ミサイル、核実験以降の民意は反影されている。「読売」の国会議員対象の調査によると、昨年九月の自民党選挙前の段階で、議員の圧倒的多数が集団的自衛権行使の是認を表明していた。議員の積極が民意を上回るといふ、わが国では珍しい構図であった。改憲・護憲、集団的自衛権の解釈は正が国内問題になり、国民意識が高まっている。安倍晋三首相は、著書「美しい国へ」（文春新書）で「連合軍の最初の意図は、日本が二度と列強として台頭することのないよう、その手足を縛ることにあった」と指摘。十月三十一日の米CNNテレビのインタビュで「自民党総裁任期（二期六年）中に憲法改正を目指したい。時代にそぐわない条文として典型的なものは九条だ。日本を守る観点や、国際貢献を行っていく上で改正するべきだ」と述べている。

#### 核論理と非核三原則

科学によって発明された技術は、世界へ伝えられ、止めることが不可能である。多くの技術発明、発見は悲しい事に、軍事技術に応用され発展する。車のカーナビ（地点探索）はミサイルのピンポイント爆撃の技術応用である。その知識や技術は地球規模のグローバルゼーションを背景として「核の闇市場」までに及んでいる。「不安定の弧」と言われるユーラシア大陸の南縁に沿って、北朝鮮、中国、インド、パキスタン、イラン、イスラエルの六カ国が核兵器を保有している。この現実を日本は直視すべきである。

「唯一の被爆国日本として核は認められません。廃絶す『べき』である。の声が聞こえる。この『べき』思考の前に、事実認識としての『である』思考がなければならぬ。核の施設は軍事用と民生用がある。民生用は国際原子力

機構（IAEA）の査察下に置かれ、軍用は核拡散防止条約（NPT）の体制下にある。NPT体制は一九六八年に締結され、①米ソ英仏中以外の国の軍用核開発を認めない、②それらの国が民生用核開発する場合は、IAEA査察下に置くことであった。NPT体制は米ソ不戦体制ともいふべき「相互確証破壊（MAD）」体制と表裏一体の関係にあり、当時の世界は、これを米ソの「コンドミニウム（共同統治）」と呼んだ。米ソ冷戦時代、フランス、中国がNPTに加盟しなかったのは、米ソ中心の統治であったからである。ソ連が消滅したあと、米国はABM（弾道弾迎撃ミサイル）制限条約の破棄、包括的核実験禁止条約の拒否を経て、二〇〇五年にNPT運用検討会議を破綻せしめ、米国の核理論を転換させた。それはもはやソ連の核の脅威を無視してもよいと判断したのと、NPT体制による核不拡散は現実的でなくなったことの判断が米国に生まれたためと考えられる。米国は長期的に拡散防止が不能になりつつあると感じ、良国（グッド・ボーイ）の核開発は黙認し、悪国（バッド・ボーイ）の核開発は全力で阻止する戦略に転じたと考えられる。それ故、米国は「核保有国」のインドへの経済制裁を解き、近年、友好関係を構築したのである。

米国には二つの日本観があり、憲法九条を廃し自立した国家となるべきと考える人々、アーミテージ元国務副長官らである。日米関係は米英関係に学べしと。一方、日本は九条を守っていくべきで、自国の安全を日米安保条約に依存し、米国の「保護国」となるべきと主張するのが、カーター元大統領の国家安全保証担当補佐官のブレジンスキー氏らである。日本は米中の狭間にあつて、米国の「保護国」であり続け、独立国の気概もなく、経済利益を国際社会に貢ぎ続け、一九九一年の湾岸戦争の時のように日本の資金を米国と世界が使う事を意味している。政治家は日本を民主主義の国として安全保障の分野で力を蓄へ、保護国と呼ばれる状況を脱し、日米同盟を片務条約から対等な双務条約に変えてゆくべきである。

昭和三十四年三月の参院予算委員会で岸信介首相は「政策として核兵器は保有しないが、憲法としては自衛のため

最小限の核兵器を持つことは差し支えない」と答弁した。この「自衛上の小型の核兵器」保有は違憲でないとの政府の立場は今も変わっていない。昭和四十七年沖繩返還の時に政策として非核三原則「核を製造せず、核を持たない、持ち込まない」を佐藤栄作内閣は宣言した。政策というものは、時代の条件・環境が変化すれば変更するのは当然である。世界平和研究所（会長・中曽根康弘元首相）は九月に提言し、「非核保有国としての立場を堅持し、NPT（核拡散防止条約）体制の強化に努めると共に、将来の国際社会の大変動に備え、核問題の検討を行う」と言うのは、隣国の北朝鮮が原爆の核実験、核保有国となるという問題意識の表われである。自民党の麻生太郎外相や中川昭一政調会長が「日本が核を持たずに北朝鮮にどういう対抗措置ができるのか真剣に議論しなければならない」と訴え、「米国の核の傘に全面的に依存する日本の安全保障のあり方に疑問」を呈し、「核保有国とその抑止力によるパワーバランスの現状に目を向けるべきだ」と主張するのは国民の良識である。これに対し、与野党から「議論することも世界が疑念を抱くからダメだ」の意見は、核論議をタブー視しすぎている。日本が独自でどこまで対処すべきかを論じることを非難するのは、亡国的売国的ですらある。北朝鮮の核開発、中国の核軍備拡張に対し、日本の平和と安全の確保を与党の政策責任者が発言することは当然の姿勢である。まず日本の核保有の是非を議論してみること。

国際政治における「核」の意味付けと、軍事上の「核戦略理論」構築の思考を持つべきである。フランスのドゴール大統領は、米ソ対立の狭間で「核」保有に踏み切る理由は、国際政治と軍事上の観点から考察し、豊かなる「フランス文化」への影響から導き出された政策展開であった。核の恐怖を薄めるため、文化・広報を通じた「ソフト・パワー」が大事であった。そして核を手にしたドゴールは、人類が核戦争の瀬戸際に追い込まれた「キューバ危機」には、決然と米国を指示し、当時の世界平和が保たれたのである。フランス文化の持つ自主自立の「精神主義」が、当時の西側世界の「現実主義」と旨く融合し出された結果であった。我が国が核を保有すべきかの是非（中川発言）は、核不拡散を目指す国際社会の努力と、どのように整合するのか。その議論により朝鮮半島の「非核化」が実現す

れば、中川発言は有意義な平和の礎となろう。現に日本の核保有の技術的可能性を熟知し、一番恐れている中国外交が北朝鮮の「核保有」に大きな圧力をかけたのは、政治的にも軍事戦略的にも中国の国益にプラスにならないと中川発言を解釈したからである。

次にもし、六ヶ国協議（米・ロ・中・韓・日・北鮮）で、中国・韓国・ロシアが北朝鮮の「崩壊」を望まないとするれば、日本は北朝鮮の核と「共存」を覚悟せねばならない。日本が核武装せず安全を確保するには、その方途が問われる。日本は従来通り米国核の傘の下での抑止力に依存することになる。米国の抑止力に国民が不安を抱けば「日本独自の核戦力を持つべき」の世論が高まる。核の拡散を恐れる米国政府が日本の核保有を容認しなければ、「実行性のある抑止体制」を日米両国が構築しなければならない。そのためには「非核三原則」の見直しが必要になる。「核兵器を造らず、持たず」をそのままにして、「持ち込まない」を「持ち込む」ことに解釈変更して、国際的に公表することである。核積載の米海軍艦船の常時寄港を認め、どの艦に核が積載されているかを不明にすればよい。要は日本が「非核」という立場を堅持しつつ、米国核の下で如何に「平和と安全」を確保するかである。中川発言に反対する人々は、上記以外の代案を明示しなければ国民は納得しないであろう。

「憲法でいくら平和を唱えても、それで平和が確立する訳がない。ならば憲法に、台風は日本に来てはならないと記すだけで台風が防げようか」と田中美知太郎氏は至言した。人間が願う平和「理念」の実現には、様々な現実行為の積み重ねが必要とされる。その行く手を遮るものとは論争し、排除、防御しなければならぬ。その論争を宗義的には「折伏」と表現し、宗教間対話と表される。

国際間の同盟関係は相互扶助で結ばれている。自国が危険になれば、他国に助けを求め、同盟国はそれを支援する。危険への共同対処が紛争を防止し、抑止効果を高めるのである。他国の危険は知らないでは、同盟国関係の維持は出来ない。国際社会で応分の責任を果たし、日本だけが守られるという片務的同盟でなく、アメリカの保護国を脱



却し、自立自尊の安全保障力を高め、日米で共に守る双務的同盟の関係（集团的自衛権）を確立するため、憲法を改正し国防軍を設立すべきである。自由な言論を封殺してはならない。核戦略の技術は刻一刻進歩している。宗教団体における平和論は「理念」の段階で思考停止している。

国防とは国の「独立と平和」を守ることにある。今の政治家は「平和と安全」を守ることが国防と答弁し、国の「独立」を忘れている。戦後の社会主義派の反戦運動は「護憲」「反自衛隊」を通じて「反安保」に結びつけ「反米」を達成しようとした。反戦・反核が平和運動に結びつけられ、政治闘争に利用されてきた。そして戦後の政治家、官僚は有事を想定して政治を行わなかった。日蓮聖人はつねに有事（天変・戦争）を意識して法華経救済論を構築し、「立正安国論」を主張されているのである。